



2020年3月24日

各位

会社名 古河電池株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小野 眞一  
(コード番号6937 東証第1部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 福原 滋  
(TEL. 045-336-5034)

## 利益相反管理委員会および指名・報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、2020年3月24日開催の取締役会において、任意の機関として、「利益相反管理委員会」および「指名・報酬委員会」を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 利益相反管理委員会について

##### (1) 委員会設置の目的

当社は、親会社である古河電気工業株式会社との間で、当社製品の販売および原材料の購入等の取引を行っております。

同社との取引条件につきましては、他の取引先と同様に市場価格を参考に合理的な価格とすることを原則に、取引内容に応じ一定基準を設け包括承認および事後報告する等の方法により監視しておりましたが、上場子会社として、より実効的なガバナンス体制を構築することにより、少数株主の利益の更なる保護を図るため、独立社外取締役が過半数を占める「利益相反管理委員会」を設置するものです。

##### (2) 委員会の役割

親会社との取引内容の合理性等を検証し、少数株主の利益が害されていると判断した場合は、取締役会に対して是正勧告等を行うこととしております。

#### 2. 指名・報酬委員会について

##### (1) 委員会設置の目的

経営陣幹部および取締役候補者の指名および報酬の決定プロセスの独立性・客観性と説明責任の強化を図ることにより、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」を設置するものです。

##### (2) 委員会の役割

経営陣幹部および取締役候補者の指名および報酬に関して、少数株主の利益保護に配慮しつつ、当社企業価値向上のための最適な人選および報酬政策等を検討し、取締役会へ提言等を行うこととしております。

#### 3. 両委員会の構成

両委員会の委員は、取締役会の決議により選定する3名以上の取締役で構成するものとし、その過半数は独立社外取締役といたします。また、両委員会の委員長は、独立社外取締役たる委員の中から、互選により選定するものといたします。

#### 4. 両委員会の設置日

2020年3月24日

以上